平成２７年（フ）第２０４号
茨城県ひたちなか市大字田彦590番地１　カマヤハイツ103号
破産者　長山　達彦
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２１１号
茨城県桜川市岩瀬1968番地３　県営岩瀬アパート１－２－４
破産者　松崎　敏子
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２２４号
茨城県常陸太田市小沢町2186番地
破産者　福田　次子
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２２５号
茨城県水戸市曙町３番11号
破産者　内藤　雅久
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９１７号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目43番７―603号
破産者　赤尾　　猛
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５３号
静岡県浜松市南区参野町103番地の１　ヴィラ・ツカサＡ105、開始決定時の住所静岡県磐田市富士見町４丁目12番地14
破産者　木村　松己
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
静岡県浜松市東区西ケ崎町52番地の３　ウエストベル101
破産者　島田　淳子
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４０１号
静岡県浜松市北区引佐町金指1590番地の34、前住所静岡県浜松市中区高丘西３丁目６番８号
破産者　川合　三朗
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
京都市西京区桂上野北町72番地
破産者　角野　康男
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４０４号
京都府長岡京市開田４丁目25番15号
破産者　神藏　岳紘（旧姓志野）
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７５２号
奈良市押熊町1344―９、住民票上の住所京都府城陽市寺田樋尻45番地
破産者　奥西　芳雄
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
和歌山市神前347番地６
破産者　山本真也こと　山本　眞也
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５３８号
広島市中区江波南２丁目12番10―905号
破産者　川本　雅史
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７号
広島県呉市焼山東４丁目８番５号
破産者　下井　秀人
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２０５号
高知市種崎852番地10　シーサイドハウス６Ｂ
破産者　香西　　淳
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３６号
熊本市中央区新町３丁目１番21号　302、開始決定時の住所熊本市中央区米屋町１丁目17番地（803号）
破産者　竹川　敏**徳**
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３１５号
熊本県上益城郡甲佐町大字芝原1035番地、前住所熊本県上益城郡甲佐町大字中横田332番地１
破産者　中村みどり
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３１６号
熊本県上益城郡甲佐町大字芝原1035番地、前住所熊本県上益城郡甲佐町大字中横田332番地１
破産者　中村　大志
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係